

二宮町空き家等解体工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切に管理されていない空き家等を解消し、町民生活の安全・安心を確保するため、町内にある老朽化した空き家等の所有者に対し、当該空き家等の解体工事に要する費用の一部を補助することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として建築された町内に所在する建物のうち一戸建てのもの（それに係る土地及び工作物を含む。）であって、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 所有者 空き家等の所有権を有する者をいう。
- (3) 事業者 個人事業者、法人又は団体をいう。

(補助対象となる空き家等)

第3条 補助の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 個人が所有するものであること。
- (2) 居住その他の使用が概ね年間を通してされていないこと。
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの。ただし、耐震改修工事がなされた空き家等は除く。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるものについては、補助対象空き家等とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、空き家等の所有者とする。ただし、共有名義のときは、共有者から当該空き家等の解体について同意を得た者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は

補助の対象者としなない。

- (1) 補助対象者及び共有者が二宮町暴力団排除条例（平成 23 年二宮町条例第 21 号）第 2 条第 3 号、第 4 号及び第 5 号に規定する者と密接な関係を有する場合
- (2) 補助対象者及び共有者に町税の滞納がある場合
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがある場合
(補助対象工事)

第 5 条 補助の対象工事は、空き家等を解体し、当該敷地を原則更地にする工事であって、事業者が行う解体工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助の対象工事としなない。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 2 項に規定する勧告を受けた者が実施する工事
- (2) 解体工事後に行う敷地の整地工事
- (3) 補助金の交付を決定する前に着手した工事
- (4) 他の制度等による補助金の交付を受けている工事
(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助の対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、50 万円を限度とする。

2 前項の場合において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助の対象工事に着手する前に、二宮町空き家等解体工事補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家等の位置図
- (2) 空き家等の現況写真
- (3) 空き家等の建築した年がわかる書類
- (4) 空き家等の登記事項証明書
- (5) 解体工事の見積書の写し
- (6) 空き家等であることが分かる次のいずれかの書類
 - ア 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類
 - イ その他空き家等であることが容易に認められる書類

(7) 共有名義のときは、共有者すべての解体同意書

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、二宮町空き家等解体工事補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(解体工事の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)は、速やかに解体工事に着手し、適切に実施しなければならない。

(申請内容の変更等)

第10条 交付決定を受けた者は、補助の対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに二宮町空き家等解体工事補助金交付決定変更申請書(第3号様式)に第7条各号に掲げる書類のうち変更に関係するものを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行った上、その適否を決定し、二宮町空き家等解体工事補助金交付決定変更通知書(第4号様式)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 交付決定を受けた者は、補助の対象工事を中止するときは、速やかに二宮町空き家等解体工事中止届(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定により届出があったときは、第8条の規定による補助金の交付決定は、取り消したものとみなす。

(解体工事の完了報告)

第11条 交付決定を受けた者は、補助の対象工事が完了したときは、速やかに二宮町空き家等解体工事完了報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 解体工事の請負契約書の写し

(2) 解体工事に係る届出書等の写し

(3) 解体工事に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し

(4) 解体工事の完了写真

(5) 解体工事の請求書又は領収書の写し

2 前項の規定による完了報告は、交付決定の日から3箇月以内の日、かつ、当該年度の2月末日の開庁日までに行うことを原則とする。

(補助金交付額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要な調査を行った上、補助金の額を確定し、二宮町空き家等解体工事補助金額確定通知書(第7号様式)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに二宮町空き家等解体工事補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第14条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 他の制度等による補助金の交付を受けたとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、二宮町空き家等解体工事補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、交付決定を受けた者に対し、二宮町空き家等解体工事補助金返還指示書(第10号様式)により期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。